

■点検項目 4 関係（雇入れ時の労働条件等の明示・説明）

派遣労働者の待遇に関する納得性を高め、紛争の防止を図れるよう、派遣元事業主に対しては、労働契約の締結に際し、労基法 15 条 1 項に基づく事項（労働条件の明示事項）以外のもののうち、特に派遣労働者にとって重要である労働条件に関する事項の明示義務が課されるとともに、派遣労働者の待遇について措置を講ずべきこととされている事項に関し講ずることとしている措置の内容の説明義務が課されています（派遣法 31 の 2 ②）。併せて、派遣元事業主は労働者派遣に関する料金の額を明示しなければなりません（派遣法 34 の 2）。

【明示事項】

労基法 15 条 1 項の事項のほか、

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 協定対象派遣労働者であるか否か（協定対象派遣労働者である場合には、当該協定の有効期間の終期）
- ⑤ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- ⑥ 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額又は当該労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額

【明示方法】

上記明示事項①～⑤の明示は、文書の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メール等の送信（ファクシミリ又は電子メール等による場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。）により行わなければなりません（派遣法 31 の 2 ②、派遣則 25 の 15）。上記明示事項⑥の明示は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信、又は電子メール等の送信の方法により行わなければなりません（派遣則 26 の 3 ①）。

【説明事項】

- ① 派遣先均等・均衡方式（派遣法 30 の 3）に関し講ずることとしている措置の内容
- ② 一定の要件を満たす労使協定方式（派遣法 30 の 4 ①）に関し講ずることとしている措置の内容
- ③ 職務内容を勘案した賃金の決定（派遣法 30 の 5）に関し講ずることとしている措置の内容

【説明方法】

説明は、派遣労働者が、派遣元事業主が講ずる措置の内容を理解できるよう、書面を活用し、口頭により行うことが基本です（派遣則 25 の 18）。説明すべき事項をすべて記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の書面を用いる場合には、当該書面を交付する等の方法でも差し支えありません。